重要事項説明書

認知症高齢者グループホーム「しおさい」 介護予防認知症高齢者グループホーム「しおさい」 当事業所は介護保険の指定を受けています。

(2871600603号)

- 1. 千鳥会経営法人
 - (1)法人名 社会福祉法人 千鳥会
 - (2)法人所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
 - (3)電話番号及びFAX番号

電話番号 0799(62)5100 FAX番号 0799(62)5530

- (4)代表者氏名 吉村 秀樹
- (5)設立年月日 1992年4月1日
- 2. ご利用事業所
 - (1)事業所の名称 グループホーム しおさい
 - (2)事業所の所在地 兵庫県淡路市郡家字居屋敷374番地1 <交通機関> 津名一宮インターから車で10分 淡路交通西浦線 宮の浜バス停から徒歩2分
 - (3)電話番号及びFAX番号

電話番号0799(80)5050 FAX番号0799(80)5250

- (4)管理者氏名 丹野 康之
- (5)事業開始年月日 2004年4月1日
- (6)利用定員 18名
- (7)運営方針

社会福祉法人千鳥会の理念

「心と心」

- 1. 福祉はいつでも全ての人のために
- 2. 個人の尊厳の保持
- 3. 地域に貢献できる事業の提供
- 4. 社会資源の効果的な利用で自己実現を目指す
- 5. 専門性を高める教育・研修の充実

処遇理念 「家庭的な雰囲気のもと やすらぎある環境づくりを目指します」

- 3. ご利用事業所の概要
 - (1)建物の構造 鉄骨造 2階建
 - (2)建物の延べ面積 565.24㎡ ・敷地面積 1336.37㎡
 - (3)居室 18室(全室個室) 個室面積 10.07㎡~11.16㎡ 冷暖房完備・非常呼び出しコール・洗面台・クローゼット
 - (4)共有スペース 食堂・台所・浴室・洗濯室・談話室・エレベーター・トイレ
- 4. 職員体制(Ⅱユニット)
 - (1)管理者 1名〈デイ介護職員兼務〉
 - (2)計画作成担当者 2名(介護支援専門員2名 常勤介護職員兼務)
 - (3)介護職員 10名以上(1日あたり利用者1名につき常勤換算3名上)
 - (4)看護職員 1名(非常勤1名)
 - (5) 夜勤時間帯は、各階に常時1名の職員を配置
- 5. グループホームの目的

要支援2以上で、認知症の状態にある方が、住み慣れた地域での家庭的な環境と地域 住民との交流の下で、少人数で共同生活を送ることにより、可能な限り認知症状の進行 の緩和を目指します。また、入浴・排泄・食事等、必要な日常生活上の支援及び機能訓練 を行います。

(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者の原因なる疾患が急性の状態にある者を除く)

6. グループホームのサービス内容

食事,掃除等の日常生活で行っているすべての動作を生活リハビリといいます。この生活リハビリを介護スタッフと共に行うことで、自分の存在意識をもってもらい、認知症状の進行の緩和を目指します。

自分の趣味及び今まで生活してきた家庭での生活を送っていただけるよう、個人のペースに合わせた家庭的な環境作りを目指します。

サービス内容

- (1) 食事に関する準備·介助(調理·献立·配膳·誘導等) 食事時間 朝食 7時から
 - 昼食 12時から
 - 夕食 18時から
- (2) 入浴に関する介助(家庭用浴室における介助等) ・適切な方法により、入浴または清拭を行う。
- (3) 排泄に関する介助(オムツ交換・トイレ誘導)

- (4) 着脱衣等に関する介助(洗濯・着脱衣等)
- (5) 日常生活上のお世話
- (6) 日常生活の中での機能訓練
- (7) 相談援助
- (8) その他

7. 介護保険給付サービス利用料金 利用料金表(共同生活住居数が2)

グループホームは、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 として、介護保険の居宅サービスに位置づけられております

<介護《認知症対応型共同生活介護費·短期利用共同生活介護費》

(1)基本単位数

サービス提供時間		ス提供時間		利用者負担額			
事業所	事業所区分·要介護度		利用料	1 割負担	2割負担	3割負担	
П	要介護1	753	7,530円	753円	1,506 円	2,259 円	
	要介護2	788	7,880円	788円	1,576 円	2,364 円	
	要介護3	812	8,120円	812円	1,624 円	2,436 円	
	要介護4	828	8,280円	828円	1,656 円	2,484 円	
	要介護5	845	8,450円	845円	1,690 円	2,535 円	

サービス提供時間				利用者負担額				
事業所	所区分·要介護度	基本単位	利用料	1 割負担	2 割負担	3割負担		
短期利用Ⅱ	要介護1	781	7810円	781円	1,562 円	2,343		
用 II 	要介護2	817	8,170円	817円	1,634 円	2,451 円		
	要介護3	841	8,410円	841円	1,682 円	2,523 円		
	要介護4	858	8,580円	858円	1,716 円	2,574 円		

一一一一一	07/	0 7/1	071 III	1,748	2,622
安介護5	0/4	0,740 🗇	0/4円	円	円

≪介護予防認知症対応型共同生活介護費·介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護 費≫

(2)基本単位数

サービス提供時間			利用者負担	旦額	
	基本単位	利用料	1 割負	2 割負	3 割負担
事業所区分·要介護度			担	担	3 刮貝担
п	749	7 400 🖽	749円	1,498	2,247
П	149	7,490円	749円	円	円

サービス提供時間			利用者負担	旦額	
	基本単位	利用料	1 割負	2 割負	3割負担
事業所区分·要介護度			担	担	3 刮貝担
Ⅱ(短期利用)	777	7,770円	777円	1,554	2,331
11(这别们用 <i>)</i>	111	7,770 🗅	/// 🗅	円	円

[※] 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。

(3)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本		利用者	負担		
加算	季 平 単位	利用料	1 割	2 割	3 割	算定回数等
	丰田		負担	負担	負担	
 夜間支援体制加算(I)	50	500円	50円	100	150	
	50	300 🗅	3013	円	円	1日につき
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	250円	25円	50円	75円	
						1日につき(7日を限
認知症行動・心理症状	200	2,000	200	400	600	度)
緊急対応加算	200	円	円	円	円	(短期利用の場合の
						み)
若年性認知症利用者受	120	1,200	120	240	360	1日につき

[※] 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の 97/100 となります。

入加算		円	円	円	円	
	72	722円	72円	144	216	死亡日以前 31 日以
	12	12213	1411	円	円	上 45 日以下
	144	1,440	144	288	432	死亡日以前4日以上
 看取り介護加算★	1-7-7	円	円	円	円	30 日以下
	680	6,800	688	1,37	2,06	死亡日の前日及び
		円	円	6円	4円	前々日
	1,28	12800	1,33	2,56	3,84	死亡日
	0	円	8円	0円	0円	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1月につき
協力医療機関連携加算	40	400円	40円	80円	120 円	1月につき
医療連携体制加算(I)	57	570円	57円	114	171	101-0±
1★				円	円	1日につき
医療連携体制加算(I) □★	47	470円	47円	84円	141 円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)	37	370円	37円	74円	111	101-0+
八★					円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
退居時相談援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,60 0円	1回につき
認知症専門ケア加算 (I)	3	30円	3円	6円	9円	1□(-¬±
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	40円	4円	8円	12円	1日につき
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	1月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1月につき
生活機能向上連携加算 (I)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	3月に1回を限度とし て1月につき

生活機能向上連携加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
	30	300円	30円	60円	90円	 1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
口腔・栄養スクリーニン グ加算	20	200円	20円	40円	60円	1回につき
科学的介護推進体制加 算	40	400円	40円	80円	120 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算([)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,400 円	240 円	480 円	720 円	1月に1回、連続する 5日を限度
生産性向上推進体制加算(I)	100	1,000	100 円	200 円	300 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180円	18円	36円	54円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円	12円	18円	
介護職員等ベースアッ プ等支援加算	所 定 単 位 数の 23/1 000	左 記 の 単位数× 地 域 区 分	左 記 の 1割	左 記 の 2割	左 記 の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改 善加算(I)	所 定 単 位 数の 31/1 000	左記の 単位数× 地域区	左 記 の 1割	左 記 の 2割	左 記 の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベース
介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)	所 定 単 位 数の	分				アップ等支援加算、介 護職員処遇改善加算 を除く。

介護職員処遇改善加算(I)	23/1 000000所 単 数 111/ 100 0定位	左 記 の 単位数×	左 記	左 記	左 記	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算 (II)	数の 81/1 000	地域区分	の 1割	の 2割	の 3割	※介護職員等ベース アップ等支援加算、介 護職員等特定処遇改
介護職員処遇改善加算 (III)	所 定 単 位 数の 45/1 000					善加算を除く。

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている 場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると 判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から7日間を 限度として算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、 看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らし く生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者 の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との 連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を 定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取

れる体制を整備している場合に算定します。

- ※ 退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応 に資するチームケア(複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで 介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをい う。)を提供した場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

生活機能向上連携加算(II)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及 び指導を月1回以上行っている場合に、算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の 健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した

場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボット や ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職 員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った 場合に算定します。
- ※ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処 遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り 組みを行う事業所に認められる加算です。<u>介護職員等ベースアップ等支援加算、</u>介護 職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象 外となります。
- ※ 利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として2,460円(利用者負担1割492円、2割984円、3割1476円)を算定します。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- (4) 当事業所 算定単位数、加算、利用料、利用者負担額の目安
- (介護保険を適用する場合)

認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)2 ユニット以上 (1日あたり)

区分	単位(円)
要支援2	749
要介護1	753
要介護2	788
要介護3	812
要介護4	828
要介護5	845

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日あたり)

22 単位

○認知症専門ケア加算(1日あたり)

3 単位

〇医療連携体制加算(I)ハ(1日あたり)

37 単位

○医療連携体制加算(Ⅱ)(1日あたり)

5 単位

- 〇介護職員等処遇改善加算(I) 11.1%
- ○特定処遇改善加算(I) 3.1% 新加算(I)18.6%
- ○ベースアップ等支援加算 2.3% ※2024.6~

(5)その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

保険給付対象外>(内訳)

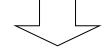
- ① 住居費 23,000円 (入居時・退居時は日割り計算)
- ② 食材料費 36,000円(1日 1,200円)
- ③ 共益費 18,000円(1日 600円)
- ④ その他 おむつ代、理容美容代、診察代、化粧品、嗜好品などは、実費になります。

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

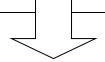
利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「地域密着型サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

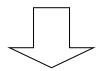
①当事業所の職員に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



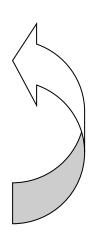
②その担当者は個別サービス計画の原案について、利用者及びその 家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③個別サービス計画は、利用者及び家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。



④個別サービス計画が変更された場合には、利用者又は利用者代理 に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



9. 緊急時の体制

利用者の状態が急変した場合その他必要な場合は、事業所内での看護職員等への連絡指示、または速やかな主治医、あらかじめ定めた協力機関への連絡を行うと共に必要な措置をとります。

<協力病院>

病院の名称:特定医療法人社団 順心会 順心淡路病院 所 在 地:兵庫県淡路市大町下66-1

10. 身元引受人(契約書第3条参照)

- (1)契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2)身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきたご家 族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これら の方に限る趣旨ではありません。
- (3)身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、極度額120万円を限度として、その債務の履行義務を負うことになります。保証人が負担する債務の元本は、ご利用者又は保証人が死亡したときに、確定するものとします。保証人の請求があった時は、事業者は保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。また、こればかりではなくご利用者が医療機関に入院する場合や当施

設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力・連携して退所後のご利用者の受入先を確保する等の責任を負うことになります。

- (4)ご利用者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品(居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します)の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従って、その処理を行うことになります。また、ご利用者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5)身元引受人が本契約存続中に死亡、破産もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようにすると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な 債務等につき、新身元引受人はその履行の責任を負うものとします。
- (6)身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更 等についてご通知させていただきます。

11. 複写物の交付

利用者及び身元引受人が、サービス提供についての記録その他の記録物を必要とする場合には複写物を交付します。その際、実費相当分として下記の金額をいただきます。 1枚につき 10円(ただし、A3は20円)

12. しおさい利用の留意事項

(1) 面会

面会簿の記入をお願いします。

(2) 外出·外泊

事前にお電話等でお知らせください。又、外出・外泊簿の記入をお願いします。

(3) 喫煙

必ず所定の場所での喫煙をお願いします。原則として、居室内は「禁煙」です。 火災等、事故防止のため、たばこ・マッチ・ライター等は、スタッフルーム(事務所)で保 管させていただきます。

(4) 金銭・貴重品の管理

できるだけ利用者または、利用者代理人(ご家族・親戚等)で保管してください。

※ 紛失の場合には責任を負えません。

(5) 禁止事項

営利行為・宗教活動・政治活動等、当事業所の職員や他の入居者に対して、迷惑を 及ぼすような行為を禁止いたします。

(6)事業所・設備使用上のご注意

故意に、またわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所の設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者又は利用者代理人に自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

13. 非常災害対策

(設備)自動火災報知設備・誘導灯・火災通報装置・スプリンクラー・非難階段

サービス提供中に、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2 回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員はご利用者 の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的な対処方法、避難経路及び 協力機関等との連携方法を確認し、また、管理者は、日常的な対処方法、避難経路及 び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

また、非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います

14 衛生管理等

- (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型 共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を 図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じ ます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

17 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

	所 在 地 淡路市生穂新島 8 番地				
	電話番号(0799)64-0001				
次的[1]文例 文 符月 设殊	ファックス番号 (0799) 64-2529				
	受付時間 9:00~17:15 月~金				

なお、事業者は、損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

18 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	2024年3月21日
【第三者評価機関名】	グループホームしおさい運営推進会議
【評価結果の開示状況】	千鳥会ホームページ

19 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関ホール掲示、千鳥会 ホームページにおいて公開しています。

20 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

計画作成担当者 片山まゆみ

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

21 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体 に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

21. 相談窓口

(1)受付時間 月曜日~日曜日 9:00~17:00受付担当者 丹野 康之

(その他勤務職員)

TEL 0799(80)5050

FAX 0799(80)5250

ご不明な点は、随時何でもお尋ねください。

(2)行政機関その他苦情受付機関

	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
国民健康保険	TEL (078)332-5617
団体連合会	FAX (078)332-5650
	受付時間 9:00~17:15 月~金
	所在地 淡路市生穂新島8番地
淡路市役所	TEL (0799)64-0001
長寿介護課	FAX (0799)64-2529
	受付時間 9:00~17:00 月~金
第三者委員名	所在地
川端英樹	淡路市志筑3111-67 TEL 0799-62-3206
仲野 和美	淡路市佐野2023—5 TEL 0799—65—0055
	受付時間 9:00~17:00 月~金

22. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防) 認知症対応型生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援 センター職員、認知症対応型生活介護について知見を有する者等

開催:おおむね2ヶ月に1回開催します。

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

23. 秘密保持

事業所の職員または職員であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族に 関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。又、利用者及びその家族の個 人情報を、同意を得ない場合は使用しません。同意書の有効期限については、契約 期間と同じとします。

24. 損害賠償

- (1)当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は 速やかにその損害を賠償いたします。
 - ただし、利用者側に故意または過失が認められる場合において、利用者の置かれた心 身の状況を考慮して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる ことができるものとします。
- (2)事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結の際に、その心身の状況及び 病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行った ことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ②利用者(その家族、身元引受人等も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に もっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら 起因して損害が発生した場合。
- (3)事業者は、契約の期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず事由 によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービス を提供すべき義務を負いません。

25. 契約の終了

- (1)要介護認定により利用者の心身の状況が自立または、要支援1と判定された時。
- (2)事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合。
- (3)事業所の滅失や重大な破損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- (4)当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- (5)利用者又は利用者代理人から退居の申し出があった場合。(詳細は以下を参照下さい。)
- (6)事業者からの退去の申し出を行った場合。(詳細は以下を参照下さい。)
 - ① 利用者及び身元引受人からの申し出による退去の場合(中途解約)
 - 一、利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者又は利用者代理人は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- 二、サービス利用料金の変更に同意が出来ない場合および利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することが出来ます。
- 三、利用者が、解約の通知を行わずに居室から退去した場合は、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって、本契約は解約されたものともなします。
- 四、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて 計算した金額とします。
- ② 利用者及び身元引受人からの申し出による退去の場合(契約解除)
 - 一、事業者もしくはサービスの従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福 祉施設サービスを実施しない場合。
 - 二、事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - 三、事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい 重大な事情が認められる場合。
 - 四、他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける 具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- ③ 事業者からの申し出による退去の場合
 - 一、利用者及び身元引受人が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要 事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果 本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 二、身元引受人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し相当期間 を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - 三、利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
 - 四、利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な 影響を及ぼすおそれがあり、または、利用者が重大な自傷行為を繰り返すな ど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
 - 五、利用者が3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合も しくは入院した場合。
 - 六、利用者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に 入院した場合。
 - 七、暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除 条例・兵庫県条例第35号)に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関 係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は 施設をその事務所 その他の活動の拠点に供した場合
 - 八、ご利用者またはその後家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力

又は セクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、ご利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

③ 円滑な退居の援助

利用者又は利用者代理人の希望により、事業者は心身の状況、おかれている環境等を 勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うもの とします。

- 一、病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 二、居宅介護支援事業者の紹介
- 三、その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

26. 千鳥会の関連事業

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 千鳥会ゴールド 特別養護老人ホーム ゆうらぎ

小規模 特別養護老人ホーム ほほえみ

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 千鳥会ゴールド

特別養護老人ホーム ゆうらぎ

特別養護老人ホーム ほほえみ

通所介護 津名デイサービスセンター

ゆうらぎデイサービスセンター

佐野デイサービスセンター

ほほえみデイサービスセンター

外部サービス利用型特定施設 養護老人ホーム 北淡荘

居宅介護支援事業 千鳥会在宅介護支援センター

訪問介護事業 ゆうらぎ訪問介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業 ぬくもり

ほほえみ

保育事業 ちびっこらんどちどり

ちびっこらんどぬくもり

障がい事業 グループホームラヴィ

27. 重要事項等の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合、利用者に書類を交付して、口頭 で説明し、同意書で同意を得る。

希望があった場合には、利用者代理人(家族等)へも、同様の通知を行います。

西暦 年 月 日

認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所での入居 サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護事業所

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

説明者職名 氏名 印

私達は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、認知症対応型生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印 身元引受人①(署名代行者) 住所 氏名 印 (利用者との続柄)